



令和6年7月11日

ひこね市文化プラザとみずほ文化センターの 使用料等を改定します

ひこね市文化プラザとみずほ文化センターの維持管理等に係る財源の確保を図るため、使用料等を改定します。

記

1 改定の内容

(1) ひこね市文化プラザとみずほ文化センターのホール、諸室等の使用料について、別表のとおり改定します。

※改定後の料金は、令和7年10月以降の利用について適用し、施行日前の利用に係る料金は、従前の料金となります。

(2) ひこね市文化プラザのメッセホール棟の「団体活動室」を「第4研修室」に、「女性団体活動室」を「第5研修室」に、利用形態を変更し、使用料を新たに規定し、貸館として供用を開始します。

(3) みずほ文化センターの多目的ホールの使用において、舞台を使用せず客席のみ使用する場合は料金区分を「ホールのみ使用」として1区分としていたものを、電動椅子の使用を含むものと含まないものに、2区分にします。

2 改定日

令和7年10月1日(水)

3 別表

別添のとおり

【問合せ先】

観光文化戦略部 文化振興課 担当：尾崎・尾田

TEL：0749-23-7810 FAX：0749-21-3080

E-mail：bunsin@mx.hikone.ed.jp